海上自衛隊訓令第６０号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字に関する訓令を次のように定める。

昭和４８年１０月２６日

防衛庁長官 山 中 貞 則

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字に関する訓令

改正 平成19年１月５日庁訓第１号

（趣旨）

第１条　この訓令は、海上自衛隊の使用する船舶の信号符字に関して必要な事項を定めるものとする。

（信号符字の指定）

第２条　防衛大臣は、あらかじめ、信号符字として使用する文字及びその組合せを指定するものとする。

（信号符字の付与等）

第３条　海上幕僚長は、海上自衛隊の使用する船舶（もつぱら港内行動を本務とする支援船を除く。）に、信号符字を付与しなければならない。ただし、海上幕僚長が特に信号符字を付与する必要がないと認めるものについては、防衛大臣の承認を受けて付与しないことができる。

２　海上幕僚長は、船舶の除籍、区分の変更その他の理由により信号符字を付与しておく必要がなくなつたときは、当該船舶の信号符字の付与を取り消さなければならない。

３ 海上幕僚長は、第１項の規定により信号符字を付与したとき、又は前項の規定により信号符字の付与を取り消したときは、別記様式により防衛大臣に報告するとともに、当該船舶の関係の部隊又は機関の長に通知するものとする。

（信号符字の使用の制限）

第４条　海上幕僚長は、前条第２項の規定により信号符字の付与を取り消したときは、取り消した日から１年を経過するまでの間は、当該信号符字を付与しないものとする。

（信号符字の告示）

第５条　防衛大臣は、第３条第３項の規定による報告を受けたときは、信号符字の付与又はその取消しについて官報で告示するものとする。

（委任規定）

第６条　この訓令の実施に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則

１　この訓令は、昭和48年11月５日から施行する。

２　この訓令の施行の際現に付与されている信号符字については、第３条第１項の規定により付与され、同条第３項の規定による報告及び通知は行なわれたものとみなす。

附　則（平成19年１月５日防衛庁訓令第１号）

１　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

別記様式

防衛大臣 殿

海上幕僚長

海上自衛隊の使用する船舶に対する信号符字の付与取消しについて（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

種　別	番　号	名　称	信号符字	付　与 年月日 取消し	備 考

注：不要の文字は、まっ消すること。